

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業業務委託
担当部・課名	福祉部・市民福祉課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1-18-15
契約金額(非課税)	4,320,000円
契約締結日	令和2年3月6日
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p>■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、令和2年度において、阪南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業業務を委託するものである。</p> <p>当該業務については、「阪南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業業務委託業者公募型プロポーザル委託業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により、基本事項、相談業務の内容、配置に関する方針、業務実施体制の観点から、事業者の審査及び評価を行った結果、社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会が、本事業を実施する事業者として、高く評価できるとして、本業務の受託事業者として選定した。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同者と随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	「阪南市介護予防拠点事業」施設管理業務委託
担当部・課名	健康部介護保険課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	特定非営利活動法人阪南シニアベンチャークラブ 大阪府阪南市尾崎町1丁目43番5号
契約金額（税込）	94,215,000円
契約締結日	令和2年3月9日
契約期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p>■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、介護予防拠点の施設や設備等の機能を維持、管理、または有効活用し、より良い環境を提供することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防、健康増進を目的とする介護予防拠点を市民全体が安全かつ快適に利用できることを目的としている。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要があるため、「阪南市介護予防拠点事業」施設管理業務委託事業者選定委員会を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うことにした。</p> <p>「阪南市介護予防拠点事業」施設管理業務委託事業者選定委員会では、特定非営利活動法人阪南シニアベンチャークラブが本業務に関する目的を踏まえた事業企画がされていること及び業務内容についても安定した実績があることが高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167号の2第1項第2号の規定に基づき、特定非営利活動法人阪南シニアベンチャークラブと随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	「阪南市介護予防拠点事業」運営業務委託
担当部・課名	健康部介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	特定非営利活動法人阪南シニアベンチャークラブ 大阪府阪南市尾崎町1丁目43番5号
契約金額(税込)	26,635,000円
契約締結日	令和2年3月9日
契約期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p>■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/>第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/>第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/>第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、介護予防と健康増進、高齢者主体の活動及び地域交流促進などの事業を担う介護予防拠点（介護保険法115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業を実施するための拠点）として地域で展開していくことで、高齢者が健康で、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らし続けられることを目的としている。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要があるため、「阪南市介護予防拠点事業」運営業務委託事業者選定委員会を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うことにした。</p> <p>「阪南市介護予防拠点事業」運営業務委託事業者選定委員会では、特定非営利活動法人阪南シニアベンチャークラブが本業務に関する目的を踏まえた事業企画がされていること及び業務内容についても安定した実績があることが高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167号の2第1項第2号の規定に基づき、特定非営利活動法人阪南シニアベンチャークラブと随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	はんなん浄化センターMIZUTAMA 館包括運転管理業務委託
担当部・課名	市民部 はんなん浄化センターMIZUTAMA館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	水 i n g A M 株式会社西日本支店 大阪市淀川区西中島7-1-5辰野新大阪ビル
契約金額(税込)	880,479,600円
契約締結日	令和2年3月10日
契約期間	契約締結日～令和7年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、令和2年度から令和6年度までの5年間、はんなん浄化センターMIZUTAMA館を適正に保守し、円滑な運転管理を行うことを目的に業務を委託するものである。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、実績、業務実施体制、機器設備の保守点検・補修及び更新、緊急事態発生時の対応等、総合的な観点から、「はんなん浄化センターMIZUTAMA館包括運転管理業務受託業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザルによる事業者の審査及び評価を行った結果、水 i n g A M 株式会社西日本支店が、業務内容及び安定した実績があると高く評価できるとして、本業務の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上のような理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	幼児教育・保育無償化に係る子ども子育て支援システム改修業務委託	
担当部・課名	こども未来部こども家庭課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	3,245,000円	
契約締結日	令和2年3月10日	
契約期間	契約締結の日～令和2年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	隨意契約理由	保育の現行システムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、既設部分のシステム改修を行う上で、既設システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、制度改正に伴うシステム変更で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは、(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	旧尾崎住民センター解体工事監理業務委託
担当部・課名	事業部・事業総務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社中尾建築事務所 阪南支店 阪南市下出 57 番地の 9
契約金額(税込)	1,496,000 円
契約締結日	令和 2 年 3 月 17 日
契約期間	契約締結日から令和 2 年 9 月 30 日まで
根拠規定 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p>■ 第 2 号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>工事監理業務は、設計内容を工事業者に指導、伝達等を行い、設計図書のとおり施工されていることを監理しなければなりません。</p> <p>また、設計図書に定められた限られた期間内に工事を進めていかなければならず、現場で発生する当初想定し得ない様々な問題や変更についても迅速に対応しなければなりません。設計者と監理者が異なると、工事が進捗する中で、監理者が設計図書の意図等を迅速に把握し、かつ工事業者に対し、十分な指導等を行うことは困難であることから、円滑な業務遂行に支障をきたすことがあります。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、本工事の設計者である株式会社中尾建築事務所 阪南支店と随意契約を行うものであります。</p>